

みなさまへ

1. 当薬局は、どこの医療機関の処方箋でも調剤いたします。
2. 当薬局では、現在、約1,200品目の医薬品を揃えています。在庫のない医薬品が処方されている場合は、至急手配して調剤いたしますが、時間がかかるご了承ください。お急ぎの場合は、他の薬局をご紹介いたします。
3. 当薬局は、生活保護法、感染症法、障害者総合支援法、自立支援医療、難病・小児慢性特定疾病、原爆疾病などの各種公費負担医療のほか、自賠責、労災保険に係る処方箋も調剤いたします。
4. 当薬局では、「服薬管理指導料」を算定しています。患者さんの体質やお薬の服用状況を記録した薬剤服用歴を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無などを確認させていただいております。いろいろご質問させていただきますが、薬を安全有効にお使いいただくために必要ですので、ご協力ください。
5. 当薬局では、処方されたお薬が重複していないか、飲み合わせの悪いものがないかなどをチェックしております。場合によっては、処方した医師と相談の上、処方を変更することがありますので、ご了承ください。
6. 当薬局では、お薬の使い方や注意しなければならないことなどを、十分にご説明いたします。お薬について分からないうございましたら、いつでもお気軽にご相談ください。
7. 当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証発行の際に個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。
8. 当薬局では、「調剤管理料」を算定し薬剤服用歴等に基づき、必要な薬学的分析を行った上で調剤します。
9. 当薬局では、お薬の効能や注意しなければならないことなどを、文書にして提供しています。また、必要に応じて、服薬に係る手技指導も行います。
10. 当薬局では、処方内容や必要事項をお薬手帳に記載させていただいておりますので、ご提示ください。お薬手帳をお持ちでない場合は、お申し出によりお作りいたします。
11. 当薬局では、お薬による治療を安全かつ有効に行うため、患者さんの了解のもとに、患者さんがお薬をお使いになっている状況などについて、患者さんもしくはご家族、医師、介護支援専門員等の関係職種へ情報を提供させていただくことがあります。
12. 当薬局は、厚生労働大臣が定める「調剤基本料1」を算定する薬局です。
13. 当薬局は、厚生労働大臣が定める「地域支援体制加算2」を算定する薬局で、健康相談をお受けするとともに、休日や夜間でも処方箋により調剤いたします。
14. 当薬局は、厚生労働大臣が定める「連携強化加算」を算定する薬局で、災害時や新興感染症の発生時に備え、日頃から必要な研修や、必要な体制を整備しています。
15. 当薬局は、厚生労働大臣が定める「後発医薬品調剤体制加算1」を算定する薬局で、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の調剤を積極的に行っております。
16. 当薬局は、在宅患者訪問薬剤管理指導の届出をしており、通院が困難な方で医師の指示がある場合は、お宅を訪問して、お薬の管理や使い方の説明をいたします。
17. 当薬局は、厚生労働大臣が定める「在宅薬学総合体制加算1」を算定する薬局で、在宅医療に必要な実績及び体制を整備しています。
18. 当薬局は、厚生労働大臣が定める「医療DX推進体制整備加算」、「医療情報取得加算」を算定する薬局で、マイナンバーカードの健康保険証利用の推進、また、オンライン資格確認等システムを通じた診療情報、薬剤情報等の活用、電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスの活用などにより、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
19. 当薬局は、厚生労働大臣が定める「かかりつけ薬剤師指導料」を算定する薬局で、患者さんの同意を受けた薬剤師により薬学的管理を実施いたします。
20. 厚生労働省では、創薬力強化に向けて、革新的な医薬品の開発強化等を推進するため、長期収載品（先発医薬品）の処方等又は調剤に関し、当該の医薬品が患者さんの自己の選択に係る場合について、その費用を実費にてご負担いただく仕組み（選定療養費制度）を導入しました。そうした状況を踏まえて、医師の指示あるいは医薬品の供給に滞りが生じている場合を除き、当薬局では後発医薬品の調剤に努めていますので、ご理解くださいますよう、お願ひいたします。
21. 当薬局は、患者様のご希望に基づいて行う以下のサービスを実費負担いただいて提供させていただいて

おります。

- ・水剤用容器、軟膏剤容器 0円／個、
- ・保険適用外の一包化 300円／1週間毎
- ・薬事法の承認を受けたものの
　　保険適用前の医薬品を調剤する場合：薬剤料（投与数量に応じた費用）
- ・服薬カレンダー（患者さんの希望に基づき提供する場合） 100円／枚